

# 第二期特定健康診査等実施計画

平成25年10月

福岡市職員共済組合

## 目次

### 序章 計画策定にあたって

- 1 背景及び趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 福岡市職員共済組合の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・4

### 第1章 達成目標

- 1 特定健康診査の実施に係る目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2 特定保健指導の実施に係る目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 3 特定健康診査等の実施成果に係る目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

### 第2章 特定健康診査等の対象者数

- 1 特定健康診査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 特定保健指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

### 第3章 特定健康診査等の実施方法

- 1 特定健康診査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2 特定保健指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 3 組合員及び被扶養者への周知や案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 4 外部委託等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 5 事業主との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 6 特定保健指導対象者の重点化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

### 第4章 個人情報保護

- 1 特定健康診査等の記録の保存、管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 2 個人情報保護対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

### 第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

### 第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

## 序章 計画策定にあたって

### 1 背景及び趣旨

我が国では、高齢化の急速な進展に伴い、疾病全体に占める生活習慣病の割合は増加し、死亡原因でも生活習慣病が全体の約6割を占め、国民医療費に占める生活習慣病の割合も約3分の1となっています。

国民の、生涯にわたって生活の質の維持・向上のためには、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の発症、あるいは重症化や合併症への進行の予防に重点を置いた取り組みが重要であり、喫緊の課題となっています。

このような状況の中、国民の健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、平成20年4月から、医療保険者に対し、40歳以上75歳未満の加入者を対象とする、「※メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施が義務づけられました。

福岡市職員共済組合（以下「共済組合」という。）では、平成20年3月に「第一期特定健康診査等実施計画」（以下「第一期計画」という。）を策定し、平成20年度から5年間にわたり、特定健康診査等を実施してきました。

本計画は、第一期計画における特定健康診査等の実施状況等を踏まえ、平成25年度から5年間における、共済組合の特定健康診査等の実施に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものです。

※ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）とは、内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を合わせもった状態をいい、これを放置すると、糖尿病・動脈硬化・心筋梗塞などを起こす危険性が高くなるとされています。

## 2 福岡市職員共済組合の現状

### (1) 組合員数等（平成25年3月末現在）

組合員10,359人、被扶養者11,238人、合計21,597人となっており、その内訳は次のとおりとなっています。

項目	男性	女性	計	平均年齢
組合員(人)	6,951	3,230	10,181	42.7歳
任意継続組合員(人)	129	49	178	59.0歳
計	7,080	3,279	10,359	
組合員の被扶養者(人)	4,010	7,073	11,083	24.4歳
任意継続組合員の被扶養者(人)	39	116	155	43.1歳
計	4,049	7,189	11,238	

### (2) 特定健康診査等の実施状況

組合員については、事業主が実施する定期健康診断又は、共済組合が実施する人間ドック・節目健診を受診することにより、特定健康診査の受診に代えています。また、任意継続組合員及び被扶養者については、共済組合が健診機関と委託契約を締結して、特定健康診査を実施していますが、共済組合が実施する人間ドック・節目健診の受診者については、人間ドック・節目健診の受診をもって特定健康診査の受診に代えています。

特定保健指導については、特定健康診査の結果により、生活習慣の改善が必要と認められる者に対して、共済組合が保健指導機関と委託契約を締結して実施しています。

項目		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	国が示す目標値
特定健康診査	対象者数(人)	12,443	9,374	9,221	9,104	8,999	—
	実施者数(人)	9,060	7,482	7,338	7,337	7,171	—
	目標実施率(%)	76.0	77.0	78.0	79.0	80.0	80.0
	実施率(%)	72.8	79.8	79.6	80.6	79.7	—
特定保健指導	対象者数(人)	1,817	1,490	1,442	1,458	1,321	—
	実施者数(人)	3	148	225	299	419	—
	目標実施率(%)	30.0	35.0	40.0	45.0	45.0	45.0
	実施率(%)	0.2	9.9	15.6	20.5	31.7	—

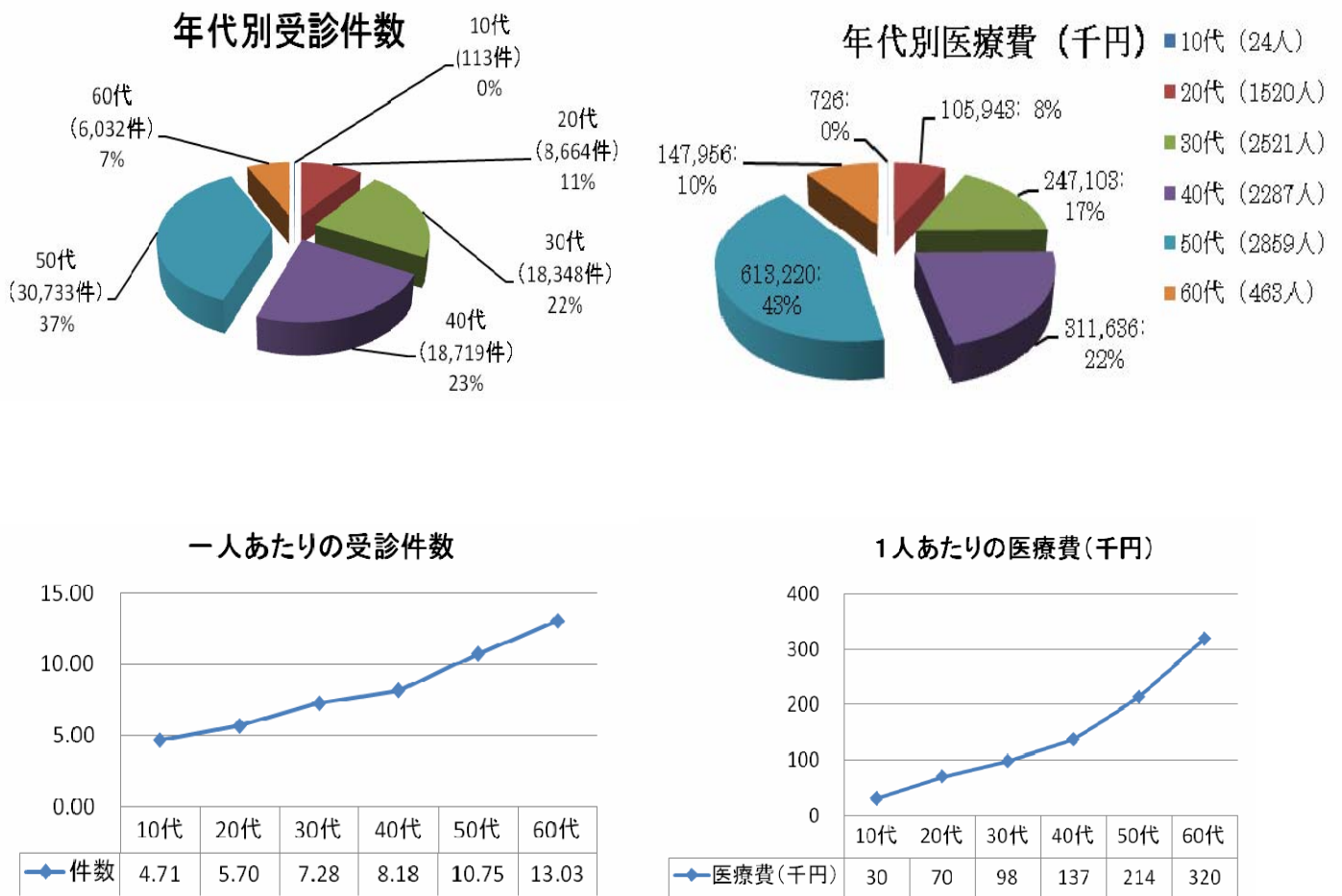
### (3) 特定健康診査等の実施成果

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率

年度	特定健康診査対象者数(人)	特定健康診査評価対象者数(人)	メタボ該当者及び予備群数(人)	割合(%)	目標減少率(%)	減少率(%)
平成20年度	12,443	9,109	2,178	23.9		
平成24年度	8,999	7,182	1,689	23.5	▲10.0以上	▲1.6

### (4) 医療機関への受診状況(平成24年4月から平成25年3月診療分)

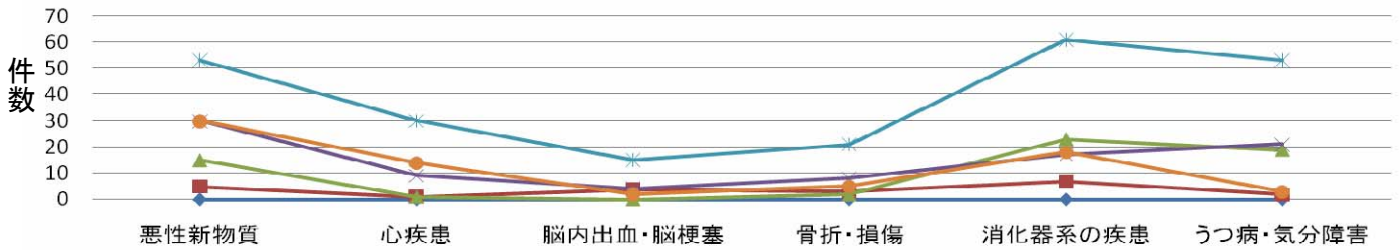
平成24年度における組合員(職員及び任意継続組合員)の医療機関(薬局を除く。)への受診状況は次のとおりです。



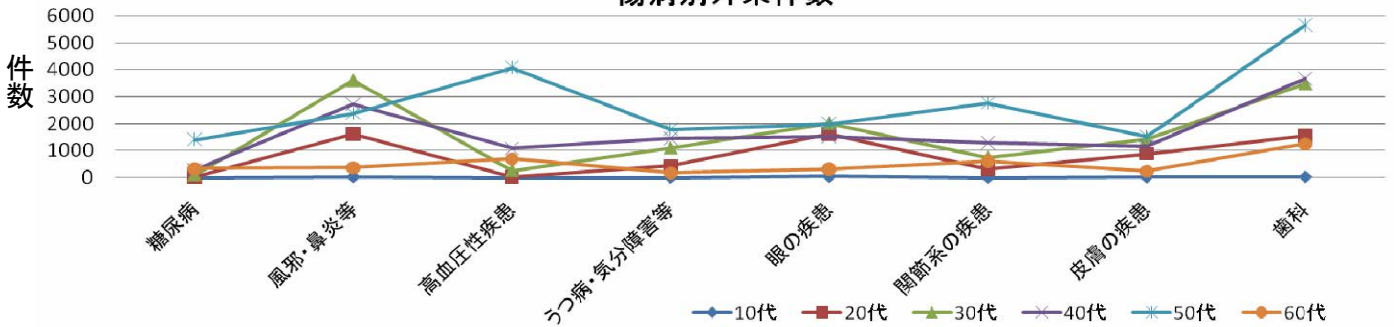
受診件数、医療費ともに50代の割合が最も大きくなっています。

組合員1人あたりにすると、受診件数、医療費ともに年代が高くなるにつれ増加しています。

傷病別入院件数



傷病別外来件数



傷病別にみると、入院では、「悪性新生物・消化器系の疾患」が多く、「うつ病・気分障害」が近年増加傾向にあります。外来では、「高血圧性疾患・糖尿病」が50代で大幅に増加しています。

### 3 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

#### (1) 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示しました。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、脂質異常症（高脂血症）、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより、重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としています。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健康診査の受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになります。

#### (2) 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことであり、そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して、自らの生活習慣を変えることができるよう支援することにあります。

## 第1章 達成目標

### 1 特定健康診査の実施に係る目標

平成29年度における特定健康診査の実施率を90%（国が示す目標値）とします。この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定めます。

《目標実施率》

対象者	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	国が示す目標値
組合員(%)	98.2	98.4	98.6	98.7	98.8	—
被扶養者(%)	51.0	56.4	61.8	67.5	73.1	—
合計	82.0	84.0	86.0	88.0	90.0	90.0

### 2 特定保健指導の実施に係る目標

平成29年度における特定保健指導の実施率を40%（国が示す目標値）とします。この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定めます。

※特定保健指導に係る対象者数等については、実績から推計しました。

《目標実施率》

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	国が示す目標値
実施率(%)	32.0	34.0	36.0	38.0	40.0	40.0

### 3 特定健康診査等の実施成果に係る目標

平成29年度における、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%（国が示す目標値）とします。

## 第2章 特定健康診査等の対象者数

### 1 特定健康診査

項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
組合員	対象者数(人)	5,872	5,802	5,733	5,665	5,597
	目標実施者数(人)	5,766	5,710	5,653	5,591	5,530
	目標実施率(%)	98.2	98.4	98.6	98.7	98.8
任意継続組合員 被扶養者	対象者数(人)	3,060	3,024	2,988	2,952	2,918
	目標実施者数(人)	1,560	1,705	1,848	1,993	2,134
	目標実施率(%)	51.0	56.4	61.8	67.5	73.1
合計	対象者数(人)	8,932	8,826	8,721	8,617	8,515
	目標実施者数(人)	7,326	7,415	7,501	7,584	7,664
	目標実施率(%)	82.0	84.0	86.0	88.0	90.0

### 2 特定保健指導

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
動機付け支援 対象者数(人)	586	594	600	607	614
目標実施者数(人)	188	202	216	231	246
目標実施率(%)	32.0	34.0	36.0	38.0	40.0
積極的支援 対象者数(人)	869	880	890	900	910
目標実施者数(人)	279	299	320	342	364
目標実施率(%)	32.0	34.0	36.0	38.0	40.0
特定保健指導 対象者数(人)	1,455	1,474	1,490	1,507	1,524
目標実施者数(人)	467	501	536	573	610
目標実施率(%)	32.0	34.0	36.0	38.0	40.0



## 第3章 特定健康診査等の実施方法

### 1 特定健康診査

#### (1) 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目とします。

##### ① 基本的な健診の項目

- ア) 質問項目
- イ) 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲〔内臓脂肪面積〕）
- ウ) 理学的検査（身体診察）
- エ) 血圧測定
- オ) 血液化学検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）
- カ) 肝機能検査（AST〔GOT〕、ALT〔GPT〕、 $\gamma$ -GT〔 $\gamma$ -GTP〕）
- キ) 血糖検査（空腹時血糖または、HbA1c検査）
- ク) 尿検査（尿糖、尿蛋白）

##### ② 詳細な健診の項目

- ア) 心電図検査
- イ) 眼底検査
- ウ) 貧血検査（赤血球数、血色素量〔ヘモグロビン値〕、ヘマトクリット値）

#### (2) 実施方法

##### ○ 組合員

事業主が実施する定期健康診断又は、共済組合が実施する人間ドック・節目健診を受診することにより、特定健康診査の受診に代えます。

##### ○ 任意継続組合員及び被扶養者

居住地に近い健診機関で受診できるように、集合契約により、委託契約を締結した健診機関において実施します。

ただし、共済組合が実施する人間ドック・節目健診の受診者については、人間ドック・節目健診の受診をもって特定健康診査の受診に代えます。

特定健康診査の実施時期（毎年7月から12月まで）の前に、共済組合から対象者あてに、特定健康診査受診券（以下、「受診券」という。）と通知文を送付します。

対象者は、通知文に同封された実施機関一覧の中から、健診機関を各自選択し、受診券と組合員（被扶養者）証を持参のうえ受診します。

なお、この実施機関一覧は共済組合のホームページに掲載します。

※ 集合契約とは、「医療機関等の実施機関の代表」と「保険者の代表」が、委任を受けた実施機関や保険者を代表して契約を締結することです。

### (3) 実施時期

特定健康診査の実施時期は、通年とします。ただし、特定保健指導を円滑に実施できるよう毎年度7月から12月に受診するよう勧奨します。

## 2 特定保健指導

### (1) 実施項目

腹囲やBMIとリスク要因の数により3段階に分けて（階層化）、生活習慣改善のための特定保健指導として、以下の支援を行います。

#### ○ 情報提供

生活習慣改善のための基本的な情報を提供します。

#### ○ 動機付け支援

メタボリックシンドロームのリスクが出現し始めた段階の方が、生活習慣改善に自主的・継続的に取り組むことができるような保健指導を行います。

#### ○ 積極的支援

メタボリックシンドロームのリスクが重なり出した段階の方が、生活習慣改善に自主的・継続的に取り組むことができるよう、3ヶ月以上継続して保健指導を行います。

特定保健指導の対象者（階層化）

腹囲	追加リスク	④喫煙歴	対象	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40-64歳	65-74歳
≥85cm（男性） ≥90cm（女性）	2つ以上該当	斜線欄	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外で BMI≥25	3つ該当	斜線欄	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当	斜線欄		

（注）喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

### (2) 実施方法

#### ○ 組合員

情報提供については、生活習慣改善のための基本的な情報を共済組合のホームページや広報紙等に掲載します。

動機付け支援及び積極的支援の対象者については、共済組合が委託契約を締結した保健指導機関の提供する方法で、特定保健指導を受けることになります。

特定保健指導開始から6か月後に、医師・保健師・管理栄養士が、メタボリックシンドロームの改善度等の実績を評価します。

#### ○ 任意継続組合員及び被扶養者

居住地に近い保健指導機関で保健指導を受けられるように、集合契約により、委託契約を締結した保健指導機関において実施します。

情報提供については、組合員と同じように、生活習慣改善のための基本的な情報を共済組合のホームページに掲載します。

共済組合から動機付け支援及び積極的支援の対象者あてに、特定保健指導利用券（以下、「利用券」という。）と通知文を送付します。

対象者は、通知文に同封された実施機関一覧の中から、保健指導機関を各自選択し、利用券と組合員（被扶養者）証を持参のうえ、特定保健指導を受けます。

特定保健指導開始から6か月後に、医師・保健師・管理栄養士が、メタボリックシンドロームの改善度等の実績を評価します。

なお、実施機関一覧は共済組合のホームページに掲載します。

### **(3) 実施時期**

特定保健指導の実施時期は、通年とします。

## **3 組合員及び被扶養者への周知や案内**

特定健康診査等の実施率の向上につながるように共済組合のホームページに掲載するとともに、組合員に対しては、広報紙や通知文等でお知らせします。また、被扶養者には組合員を通じてお知らせします。

任意継続組合員とその被扶養者に対しては、特定健康診査の実施にあたって、受診券を、特定保健指導の対象者には、利用券を、自宅へ郵送することにより、案内を兼ねて周知を図ります。

## **4 外部委託等**

特定健康診査等の実施率の向上及び質の確保を図るためには、組合員や被扶養者が受診・活用しやすい体制の構築が必要です。そのため、組合員や被扶養者等の利便性の向上と専門性の確保のため、特定健康診査等を外部委託します。

### **(1) 特定健康診査等の外部委託についての選定基準等**

外部委託については、実施機関の質を確保するために、厚生労働省令「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき、人員・施設又は設備・精度管理・情報の取り扱い・運営等の外部委託に関する基準を満たしている健診機関・保健指導機関であることとします。

### **(2) 特定健康診査等の外部委託機関**

#### **○ 組合員**

特定保健指導においては、複数の保健指導機関と委託契約を締結し、実施機関について、対象者毎に通知します。

○ 任意継続組合員及び被扶養者

特定健康診査及び特定保健指導においては、集合契約により、健診機関、保健指導機関と委託契約を締結して、実施します。

なお実施機関一覧は、共済組合のホームページに掲載します。

## 5 事業主との連携

事業主が労働安全衛生法に基づき実施している組合員の定期健康診断において、40歳から74歳の特定健康診査の項目のみの結果データについては、法第21条に基づき、共済組合がこれを受領することにより、特定健康診査の実施に代えます。

この定期健康診断の費用は、事業主が負担しますが、特定健康診査の項目データの円滑な受領のために必要な経費は、共済組合が負担します。

## 6 特定保健指導対象者の重点化

効果的・効率的に特定保健指導を実施する必要があるため、以下の基準により、対象者を選定して保健指導を行います。

○年齢が比較的若い者

○健診結果が前年度と比較して悪化し、より緻密な保健指導が必要になった者

○質問項目の回答により、生活習慣改善の必要性が高い者

○前年度、対象者であったにもかかわらず保健指導を受けなかった者

## 第4章 個人情報保護

### 1 特定健康診査等の記録の保存、管理体制

組合員の特定健康診査については、人間ドック等の実施機関や各事業主から定期健康診断の電子データを随時、共済組合が受領します。また、組合員の特定保健指導及び任意継続組合員、被扶養者の特定健康診査等については、実施機関から直接又は代行機関を通じ電子データを随時（又は、月単位）、共済組合が受領します。

この記録は、システムへのログイン段階でパスワードにより情報を管理する等、セキュリティ確保のうえ、共済組合が保存、共済組合事務局次長が管理責任者となります。

また、経年の記録を比較・分析し、効果的な保健指導や疾病予防事業に活用していきます。

### 2 個人情報保護対策

共済組合においては、個人情報の取り扱いについて、福岡市職員共済組合個人情報保護規程を遵守します。また、共済組合及び委託された特定健康診査等の実施機関は、職務上知り得た秘密を保持する義務を負うものとします。

なお、特定健康診査等を外部に委託する際には、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めます。

## **第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知**

当計画については、共済組合のホームページや広報紙等を通じて公表・周知を行います。

## **第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し**

当計画については、事業年度毎に目標の達成状況の確認を行なうとともに、必要に応じて実施体制、周知方法について計画の見直しを行います。